

令和四年十一月十日 青森県議会第二百十二回定例会会議録 第七号

令和四年十二月九日（金）議事日程 第七日

午後一時開議

第一、議案第二十号に対する環境厚生委員長報告

第二、環境厚生委員長報告に対する質疑

第三、議案第二十号に対する討論、採決

第四、各常任委員長報告

第五、各常任委員長報告に対する質疑

第六、議案第一号から議案第十九号まで、議案第二十一号から議案

第二十七号まで及び請願に対する討論、採決

第七、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決

第八、発議第一号及び発議第二号は、提案理由説明、質疑、委員会

付託及び討論はいずれも省略し採決

本日の会議に付した事件

第一、議案第二十号に対する環境厚生委員長報告

第二、環境厚生委員長報告に対する質疑

第三、議案第二十号に対する討論、採決

第四、各常任委員長報告

第五、各常任委員長報告に対する質疑

第六、議案第一号から議案第十九号まで、議案第二十一号から議案

第二十七号まで及び請願に対する討論、採決

第七、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決

第八、発議第一号及び発議第二号は、提案理由説明、質疑、委員会

付託及び討論はいずれも省略し採決

午後一時開議

出席議員 四十六名

議長 三橋 一三

一 番 三橋 一三

二 番 成田 陽光

三 番 山本 知也

四 番 福士 直治

五 番 大崎 光明

六 番 木明 和人

七 番 和田 寛司

八 番 小比類 巻正規

九 番 谷川 政人

十 番 鶴賀 谷貴

十一 番 田中 満

十二 番 吉俣 洋

十三 番 山口 多喜二

十四 番 山田 栄介

十五 番 鳴海 恵一郎

十六 番 花田 栄介

十七 番 齊藤 爾

十八 番 菊池 憲太郎

十九 番 寺田 達也

二十 番 吉田 絹恵

二十一 番 今 博

二十二 番 松田 勝

二十三 番 関 良

二十四 番 一戸 富美雄

二十五 番 工藤 義春

二十六 番 蛭沢 正勝

二十七 番 高橋 修一

二十八 番 工藤 慎康

二十九 番 夏堀 浩一

三十 番 榑引 ユキ子

三十一 番 山谷 清文

三十二 番 畠山 敬一

三十三 番 安藤 晴美

三十四 番 川村 悟

三十五 番 渋谷 哲一

三十六 番 丸井 裕

三十七 番 山田 知

三十八 番 岡元 行人

三十九 番 工藤 兼光

四十 番 森内 之保留

四十一 番 清水 悦郎

四十二番 越前陽悦 四十三番 阿部広悦
 四十四番 田中順造 四十五番 伊吹信一
 四十六番 田名部定男 四十七番 鹿内博
 欠員 二名

十三番 四十八番

出席事務局職員

局長 田中道郎 次長 石岡勇一
 総括主幹 中野弥寿喜 主幹 古川祐子
 専門員 堀越聡子 主幹 前川好之
 主幹 荒井千万人

地方自治法第百二十一条による出席者

知事 三村申吾
 副知事 青山祐治
 副知事 柏木司
 総務部長 小谷知也 次長 長豊島信幸
 財政課長 千葉雄文
 企画政策部長 東直樹
 環境生活部長 石坂直人
 健康福祉部長 永田翔
 商工労働部長 三浦雅彦
 農林水産部長 赤平次郎
 県土整備部長 宮本健也
 危機管理局長 橋本恭男
 観光国際戦略局長 堀本義明
 エネルギー総合対策局長 坂本敏昭
 会計管理者 大澤道彦

病院事業管理者 吉田茂昭 病院局長 嶋谷嘉英
 教 育 長 和嶋延寿 教育次長 吉田忠一
 公安委員長 野呂知子
 警察本部長 磯 丈男 警務部長 齋藤千尋
 監査委員 竹内 均 監査委員事務局長 川村康昭
 人事委員長 奥崎栄一 人事委員長 細川義正
 選挙管理委員長 畑井義徳 選挙管理委員会事務局長 星 康二郎

○議長（三橋一三） ただいまより会議を開きます。

◎ 委員会審査報告

○議長（三橋一三） 各委員長から委員会審査報告書及び請願審査報告書が提出されましたので、お手元に配付してあります。

令和4年12月7日

青森県議会議長 三橋 一三 殿

総務企画危機管理委員会
委員長 清水 悦郎

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和4年11月21日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及び地域開発の推進について）
審査年月日	令和4年12月7日
審査案件	議案7件 請願1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決7件 請願 採択1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及び地域開発の推進について）について閉会中もお継続審査を要するものと決定した。

令和4年12月7日

青森県議会議長 三橋 一三 殿

環境厚生委員会委員長 櫛 引 ユキ子

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和4年11月21日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和4年12月7日
審査案件	議案4件 所管事項
審査結果	議案 原案可決4件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（生活環境等の整備、健康福祉対策及び病院事業の運営について）について閉会中もお継続審査を要するものと決定した。

令和4年12月7日

青森県議会議長 三橋 一三 殿

商工労働観光エネルギー委員会
委員長 阿部 広悦

農林水産委員会委員長 齊藤 剛

青森県議会議長 三橋 一三 殿

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和4年11月21日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和4年12月7日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和4年12月7日

青森県議会議長 三橋 一三 殿

商工労働観光エネルギー委員会
委員長 阿部 広悦

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和4年11月21日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興、労働対策並びにエネルギー総合対策について）
審査年月日	令和4年12月7日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（商工業及び観光の振興、労働対策並びにエネルギー総合対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和4年12月7日

青森県議会議長 三橋 一 三 殿

文教公安委員会
委員長 森 内 之保留

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和4年11月21日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和4年12月7日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）について閉会中もおお継続審査を要するものと決定した。

令和4年12月7日

青森県議会議長 三橋 一 三 殿

建設委員会委員長 谷 川 政 人

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和4年11月21日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営について）
審査年月日	令和4年12月7日
審査案件	議案13件 所管事項
審査結果	議案 原案可決13件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営について）について閉会中もおお継続審査を要するものと決定した。

◎ 議案第二十号先議

○議長（三橋一三） 議案第二十号を議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により蛭沢正勝議員を除外いたします。

〔蛭沢正勝議員退場〕

◎ 環境厚生委員長報告

○議長（三橋一三） 議案第二十号に対し委員長の報告を行います。

環境厚生委員会委員長、三十番榑引ユキ子議員の登壇を求めます。

――榑引議員。

○環境厚生委員会委員長（榑引ユキ子） 環境厚生委員会の審査の経

過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案第二十号「公の施設の指定管理者の指定の件」について審査の結果、満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「白神山地ビクターセンターの指定管理者候補者の選定理由について伺いたい」との質疑に対し、「選定に当たっては、外部有識者を含む審査委員会を設置し、応募のあった一者について、書類審査とヒアリングによる審査を行い、その結果、一つ、収支計画と事業計画について、整合性と実現可能性が高いこと、一つ、事業計画に沿った管理運営をするに当たって、人員体制や財務基盤で安定的な運営が見込まれること、一つ、類似施設の運営実績があるとともに、当該施設との連携した事業提案がなされていることなどが評価された青森県森林組

合連合会を指定管理者の候補者として選定した」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（三橋一三） 以上をもって委員長の報告を終わります。

◎ 環境厚生委員長報告に対する質疑

○議長（三橋一三） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三橋一三） 質疑なしと認めます。

◎ 議案第二十号に対する討論、採決

○議長（三橋一三） 次に、議案第二十号に対する討論であります。

通告はありませんでしたので討論なしと認めます。

議案第二十号を採決いたします。

議案第二十号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三橋一三） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

蛭沢正勝議員の除斥を解きます。

〔蛭沢正勝議員入場〕

◎ 各委員長報告

○議長（三橋一三） 議案第一号から議案第十九号、議案第二十一号

から議案第二十七号まで及び請願を一括議題とし、各委員長の報告を行います。

総務企画危機管理委員会委員長、四十一番清水悦郎議員の登壇を求めます。——清水議員。

○総務企画危機管理委員会委員長（清水悦郎） 総務企画危機管理委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案七件、請願一件について審査の結果、議案第十一号及び議案第十三号については多数をもって、その他の議案についてはいずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なものについて、その概要を申し上げます。

「私立学校物価高騰対策事業費補助の交付基準額の考え方について伺いたい」との質疑に対し、「交付基準額は、私立学校の令和三年年度の光熱水費の実績と、直近の光熱水費に係る消費者物価指数の前年からの伸び率を勘案して算出した光熱費の高騰相当額を令和三年五月一日現在の生徒等数で割り出し、生徒等一人当たりの交付基準額を二千五百円としたものである。また、生徒数等十九人以下の私立学校については、一校当たり五万円を補助することとしたものである」との答弁がありました。

次に、「元気な地域づくり支援事業費補助金の支援対象となる被災市町村の考え方について伺いたい」との質疑に対し、「本事業においては、八月三日からの大雨により何らかの被害を受けたと認められる市町村を支援対象としている。また、被災市町村を幅広く支援するため、現時点で被害が明らかになっていない市町村で、今後、農業被害等が新たに判明した場合は支援対象に加えることとするなど、早期の復興を支援していく」との答弁がありました。

このほか

一つ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について一つ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、請願の審査結果については、お手元に配付の委員会報告第一号のとおりであります。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

令和4年12月7日

青森県議会議長 三橋 一三 殿

総務企画危機管理委員会
委員長 清水 悦 郎

請願審査報告書

本委員会は付託された請願について審査の結果、下記のとおり決定したから
会議規則第93条第1項の規定により報告する。

請願 記

受理番号	第5号	令和4年11月30日受理
提出者	青森県私学助成高台6-14-5 青森県私立高等学校保護者会連合会 会長 向田 秀美 和田、山本 各議員 (採択)	青森県私学助成高台6-14-5 青森県私立高等学校保護者会連合会 会長 向田 秀美 和田、山本 各議員 (採択)
紹介議員 審査概要	R4.12.7	趣旨をこととして採択と決定 し、知事へ送付することを適当と認める。 ・処理の経過及び結果の報告を請求すること を適当と認める。

○議長（三橋一三） 環境厚生委員会委員長、三十番榎引ユキ子議員の登壇を求めます。——榎引議員。

○環境厚生委員会委員長（榎引ユキ子） 環境厚生委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」外二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以上、審査の報告といたします。

○議長（三橋一三） 農林水産委員会委員長、十七番齊藤爾議員の登壇を求めます。——齊藤爾議員。

○農林水産委員会委員長（齊藤 爾） 農林水産委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「営農大学校施設整備事業の内容と期待される学習効果について伺いたい」との質疑に対し、「本事業は、営農大学校の機能強化を図るため、平成二十九年度から十年間の整備計画に基づき、六次産業化コースの設置や学生の生活環境の改善、施設の老朽化対策などに伴う施設整備に取り組んでいるものである。今年度は、築四十年を経過した乳牛舎と肥育及び繁殖牛舎に代えて、一か所に集約した牛舎の新築などを行うものであり、鉄骨資材価格の上昇など建築工事費全体が増加したことから、今回、所要の予算を計上したものである。新たな牛舎は、学生の安全に考慮した十分な通路と作業スペースを確保しており、作業時間の短縮が可能となるほか、乳用牛と肉用牛を一か所で飼養す

ることから生育の違いを比較しながら飼養管理技術を学べるなど、専攻実習における学習効果の向上が期待できる」との答弁がありました。

このほか

一つ、農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業の内容等について
一つ、県営廻堰三期地区農業水路等長寿命化・防災減災事業廻堰三期長寿防災第一号工事の内容等について
等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（三橋一三） 商工労働観光エネルギー委員会委員長、四十三番阿部広悦議員の登壇を求めます。——阿部議員。

○商工労働観光エネルギー委員会委員長（阿部広悦） 商工労働観光エネルギー委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「原油価格高騰の影響で厳しい経営状況となっている宿泊事業者の経営改善に向けた県の取組について伺いたい」との質疑に対し、「県では、冬季の中でも特に平日の誘客促進を図り、宿泊事業者に対して経営改善を支援していきたいと考えている。このため、全国の旅行会社に対して冬の平日の旅行商品造成を促すとともに、首都圏主要駅などの広告媒体を活用したプロモーションを実施することとしている」との答弁がありました。

次に、「冬季観光需要喚起対策事業の効果が県内各地域に波及するよう取り組むべきだと考えるが、県の対応方針について伺いたい」との質疑に対し、「旅行会社に対して旅行商品の造成を働きかける際に

は、立ち寄り先が特定地域に集中しないよう促すほか、首都圏向け冬季プロモーションでは、本県全域の冬のコンテンツをPRすることとしている」との答弁がありました。

このほか

一つ、中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援事業における業務委託先の選定方法と委託金額について及び給付対象となる事業者数の考え方について
等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（三橋一三） 文教公安委員会委員長、四十番森内之保留議員の登壇を求めます。——森内議員。

○文教公安委員会委員長（森内之保留） 文教公安委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県総合社会教育センターの指定管理者が行う業務の内容及びこれまでの成果について伺いたい」との質疑に対し、「研修室等の貸出しを行う施設の使用許可に関する業務や、清掃・設備管理等の施設の維持管理に関する業務、あおもり県民カレッジの運営業務など、県民の学習活動の支援に関することを指定管理者が行う業務としている。指定管理者制度導入後は、当該センターの設置目的に沿った適正な管理運営に努め、大きな事故等もなく現在に至っており、研修室等の利用者数は、県直営時代は五万人前後を推移していたが、開館時間の延長や広報に努めるなどした結果、平成二十四年度から令和元年度まで平均六万二千人となり、県直営時代よりも利用者数は増加傾向に

ある。また、経費削減効果については、制度導入前の平成二十三年度当初予算のうち、指定管理者が行うこととなる業務に係る経費と今回の候補者の提案額とを比較すると、年間およそ三千四百万円の節減が見込まれる」との答弁がありました。

次に、「債務負担行為の設定により、横断歩道の更新工事が完了するまでのスケジュールについて伺いたい」との質疑に対し、「工事完了までのスケジュールについては、例年、警察職員が現地調査を実施して更新を必要とする横断歩道を選定し、翌年一月中旬までに工事発注のための準備作業を行い、入札手続を経て二月下旬に発注業者を決定する。その後、雪解けが始まる三月中旬には小学校に近い場所から優先的に工事を開始し、おおむね四月下旬で工事を完了させることとしている」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（三橋一三） 建設委員会委員長、九番谷川政人議員の登壇を求めます。——谷川議員。

○建設委員会委員長（谷川政人） 建設委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る七日開催し、本会議より付託されました議案十三件について審査の結果、議案第三号、議案第十八号及び議案第二十二号は多数をもって、その他の議案についてはいずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「ゼロ債務負担行為の目的及び事業内容について伺いたい」との質疑に対し、「ゼロ債務負担行為は、翌年度に予定している工事を今年度中に前倒しして発注することを可能とするものであり、施工時期の平準化や適切な工期の設定とともに、公共工事の品質を適正に確保することを目的とするものである。ゼロ債務負担行為の事業内容として

は、適切な工期の確保が必要な道路改築事業及び急傾斜地崩壊対策事業、雪解け直後の舗装補修を行う道路維持修繕事業、出水前に実施すべき河川改良事業等となっている」との答弁がありました。

次に、「駒込ダム本体建設工事における請負契約の一部変更の内容について伺いたい」との質疑に対し、「駒込ダム本体建設工事は、平成三十一年三月に安藤ハザマ・日本国土開発・鹿内組特定建設工事共同企業体と契約額二百五十二億七千二百万円で契約し、完成は令和十三年を予定している。今回の変更内容は、建設工事請負契約書の規定、いわゆるスライド条項に基づき、複数年にわたる契約工事に対して、受注者から物価等の変動に伴う請負代金額の変更についての請求があり、一定以上の価格上昇が確認されたことから、請負代金額を変更するものである。価格上昇の要因の主なるものは、賃金及び各種材料価格の上昇に伴うものであり、主要な材料であるダムコンクリートに用いるセメントや骨材が約一・七倍の上昇率となっており、これらを踏まえた変更後の契約額は、約六十一億円増の三百十四億千八百九十八万七千円となる」との答弁がありました。

このほか

一つ、新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業における新水泳場整備に係る契約変更の内容について

一つ、今回、青森県道路公社が有料道路の障害者割引制度を拡充することとした理由について

等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（三橋一三） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

◎ 各委員長報告に対する質疑

○議長（三橋一三） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑

はありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり」

○議長（三橋一三） 質疑なしと認めます。

◎ 討 論

○議長（三橋一三） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

一部反対討論、十二番吉俣洋議員の登壇を許可いたします。——吉俣議員。

○十二番（吉俣 洋） 日本共産党を代表し、一部反対討論を行います。

提出議案二十六件のうち、六件に反対し、二十件に賛成します。請願一件は、採択することに賛成します。

公の施設の指定管理者を指定する案件二件のうち、議案第二十一号は、県総合社会教育センターの指定管理者に株式会社を含むグループを指定するものです。そもそも、住民福祉の向上を目的とする公の施設に利益追求はなじまない上、社会教育を通じて本県の教育・文化活動の向上を担う社会教育センターは、なおのこと営利活動とは相入れません。教育施設は県直営として運営すべきだということを考え、反対します。

議案第二十二号「公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件」は、新青森県総合運動公園の新水泳場の整備に要する費用の物価変動に伴う改定による契約金額の変更をするものです。この事業がPFI事業によって行われているという点で反対します。

この議会に提案された議案の多くは、物価・燃油高騰に伴う手だてと職員給与の改定に伴うものです。我が党が予算案の時点で反対したものであっても職員給与の引上げは必要だと考え、ここに絞られて提

案されている議案には賛成します。

同時に、人件費以外の点で事業継続の性格を持つ二つの議案、議案第三号「令和四年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）」及び議案第十八号「工事の請負契約の一部変更の件」には賛成できません。

次に、給与の引上げについて述べます。県職員の給与引上げは必要であり、議案第十二号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」には賛成です。

しかし、それと特別職と県議会議員の給与は別問題です。議案第十一号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」と議案第十三号「青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」は反対します。

議案第二十三号「青森県道路公社が行う有料の県道の新設に係る変更について同意するの件」と議案第二十四号と議案第二十五号「青森県道路公社が行う県道の改築及び料金の徴収に係る変更について同意するの件」は、みちのく有料道路、第二みちのく有料道路、青森空港有料道路の三路線の障害者特別割引措置を改善するものです。これらの路線は、本来無料開放すべきと考えますが、障害のある人にとって利便性向上になるという点をもって賛成します。

最後に、議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）」について述べます。

個々には賛成しかねる事業も含まれていますが、物価高騰の下で苦しむ中小業者に対する支援金を実施すること、また、医療・福祉施設に対し、診療報酬や介護報酬だけでカバーできない経費への補助に踏み込んだことを歓迎するとともに、県庁舎、教育施設、警察施設の電気代高騰分への対応など、全体として必要な予算と考え、賛成します。

ただ、質疑で提起したように、中小業者への支援金については、九割の事業者が物価高騰の影響が及んでいることにふさわしく売上減少

要件を見直し、事業継続の意思の確認のみで対応するなど、九割以上の事業者が支援金が届く制度に改善すべきです。申請の認定に当たっては、できるだけ速やか、かつ柔軟に対応するように求めます。

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備える保健医療体制の構築について。

質疑では私自身の体験も紹介しましたが、基礎疾患がなく、高齢でもないからといって医療介入の道が不要だというわけではありません。治療を必要とする全ての人が速やかに受診できる体制を確保するように求めます。

以上で一部反対討論を終わります。

○議長（三橋一三） 賛成討論、十五番鳴海恵一郎議員の登壇を許可いたします。——鳴海議員。

○十五番（鳴海恵一郎） 自由民主党の鳴海恵一郎でございます。

賛成討論を行います。

本定例会に提出され、今回採決に付されますのは、議案第一号から議案第十号まで及び議案第二十七号の補正予算案十一件、議案第十一号から議案第十五号までの条例案五件、議案第十六号から議案第二十六号までの単行議案のうち、既決の議案を除く十件であり、その全てに賛成及び同意するものであります。

これらのうち、議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」について見解を申し上げます。

初めに、原油価格・物価高騰等対策関連経費についてであります。緊迫化する国際情勢を背景とした原油や穀物等の国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などにより、日々の生活に直結するエネルギーや食料品の価格が上昇するなど、長期化するコロナ禍において地域経済を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

今回の補正予算においては、県内中小企業と医療・福祉施設等の事業継続や、地域公共交通の運行に対して支援するとともに、農業水利

施設や私立学校の光熱費の負担軽減などに取り組むものとなっております。

県におかれましては、引き続き、原油・原材料価格の高騰等が県民生活や事業者の経営に与える影響を注視し、地域経済の維持と早期回復に向けて必要な対策については、迅速かつ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、災害対策関連経費についてであります。

本年八月三日からの大雨被害では、住家被害だけでなく、交通の寸断や農地への冠水など、県内の広い範囲において甚大な被害が発生し、住民生活のみならず、地域経済にも大きな影響を及ぼしました。

今回の補正予算においては、公共インフラの復旧や被災市町村が実施する復興のための地域活性化事業への支援に取り組むものとなっております。

県におかれましては、今後とも、県民の命と暮らしを守ることを最優先に、国や市町村等とも緊密に連携しながら、被災市町村に寄り添った支援にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連経費についてであります。今回の補正予算は、年末年始等の期間における診療・検査医療機関の確保などに取り組むものとなっております。県内の感染状況は、新規感染者数が増加傾向にあるなど、全国と同様、感染拡大局面が続いております。

県におかれましては、この冬、同時流行が懸念される季節性インフルエンザの動向なども注視しながら、引き続き、感染防止対策と保健医療提供体制等の確保に万全を期していただきたいと思っております。

最後に、議案第二十七号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」についてであります。

この補正予算の内容は、去る十二月二日に成立した物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を実行するための国の令和四年度第

二次補正予算のうち、主に防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策に対応した取組となっております。現時点で予算措置が可能なものについて対応したとことでありますが、このほかにも、一般の国の補正予算には、「物価高騰・賃上げへの取組」、「円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化」、「新しい資本主義」の加速」などを柱とする各種施策が盛り込まれております。

県におかれましては、今回の補正予算を含め、国の経済対策に基づく取組の効果が一日も早く多くの県民の実感として届けられるよう、子育て世代への支援や子供の安全・安心対策など、その他施策についても、引き続き、制度の詳細把握に努め、速やかな対応を図っていただきたいと思います。

以上を申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（三橋一三） 一部反対討論、三十五番渋谷哲一議員の登壇を許可いたします。——渋谷議員。

○三十五番（渋谷哲一） 県民主役の県政の会、渋谷哲一です。

会派を代表して、一部反対討論を行います。

議案第二十一号「公の施設の指定管理者の指定の件」、青森県総合社会教育センターの指定管理者の選定についてに反対し、残りの議案及び請願全てに賛成いたします。

反対の主な理由を説明いたします。

今回提案された指定管理業務は、主に青森県総合社会教育センターの生涯学習活動支援業務と施設管理業務であり、年間約一・二億円の委託料、期間は令和五年四月一日から令和十年までの五か年となっております。当該指定管理者は、前期に引き続き二期目となる委託業務であり、さらなる業務の効率化と支援業務の活性化が求められております。

ところが、今回の指定管理者選定の状況は、今後の運営に対して不安を抱かせるものでした。選定には当該候補者一者のみの応募となり、

審査委員会において、書類審査及びヒアリングによる審査結果は、五百ポイント中二百六十五・八と評価が低く、特に、選定基準の県民の平等な利用の確保の項目では五十ポイント中二十六・四、施設の効率的な管理の項目では百ポイント中三十六と、基準の半分にも満たない状況でした。既に当該施設の指定管理者としての運営実績がありながら、低評価ということが懸念されます。

前期の選定では二者での入札であり、五百ポイント中三百三十四ポイント、次点の三百二十九ポイントの差は僅か五ポイントという僅差での落札でした。なぜこれほど評価点が今回下がったのか疑問でなりません。少なくとも選定をやり直すべきです。

また、指定管理に移行してから社会教育主事が減っていることも懸念されます。教育行政での質の確保を図っていくためにも、運営管理の見直しをすべきと考えます。

今回、他の入札者がいなかったこと、選定評価の低さを考慮すると、ほとんどの業務が県直営となっている青森県総合社会教育センターは、指定管理から県直営に変えるべきと考え、議案第二十一号に反対いたします。

次に、議案第一号「令和四年度青森県一般会計補正予算（第三号）」については賛成いたしますが、以下の点について意見を付したいと思えます。

歳出四款一項三目「予防費」、第八波に向けた新型コロナウイルス感染症対策の強化についてです。

青森県内でも第八波に既に突入しているものと考えられ、今後、インフルエンザの同時流行により、医療逼迫の危険性が指摘されています。第七波のときには、土日に食料が届かない、医療機関が休みである、何度電話しても話し中で通じない、どこに連絡すればよいのかも分からないといった多くの県民の切実な声がありました。こうしたことが繰り返されないよう、状況に応じ、県民に寄り添った早め早めの

対応と、常に変更ってきている制度の利用方法等、県民に分かりやすいメッセージの発信をお願いいたします。

最後に、議案第二十六号「青森県教育委員会委員の任命の件」についてです。

今回任命されます安田氏は、青森県の教育行政が時代の変化への対応を求められている大事な時期に差しかかっている中、本県の人材育成の方向性を決める重要な役割を担っていくこととなります。

これまで三村知事が提案してきた教育委員人事には、我が会派として教育改革を推進してくれるものと期待し、全てに賛成してきましたが、三本木農業恵拓高校における馬術部の重大事故案や、県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画の原案決定までのプロセスを考えると、私たちが期待していたものとは違うものとなっています。本県が抱える様々な課題に対して積極的に自身の考えを発信していただき、民意に寄り添った教育行政の実践、教育改革を推進していただくことをお願いいたします。

特に、三本木農業恵拓高校での事故への対応では、今年の事故後、すぐに再発防止策を策定していれば、本年十一月に馬術部で同じような事故が起こったことを未然に防ぐことができたのではないかと考えさせられます。生徒の命に直接関わる問題であり、速やかな対応を求めます。

また、これまでの教育委員会では、異議なし採決が慣例となっており、各委員の賛否が曖昧なものも散見されます。少なくとも重要案件に関しては各委員の賛否がはっきり示されるよう、起立採決や投票による採決が行われるよう、教育委員会会議での議論をお願いいたします。

以上、反対理由と議案に対しての意見を付して、一部反対討論を終わります。

○議長（三橋一三） これをもって討論を終わります。

◎ 議 案 採 決

○議長（三橋一三） これより議案の採決をいたします。

議案第二十六号、本件の原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三橋一三） 起立総員であります。よって、原案は同意されました。

議案第二十一号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三橋一三） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第三号、議案第十一号、議案第十三号、議案第十八号及び議案第二十二号、以上五件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三橋一三） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第一号、議案第二号、議案第四号から議案第十号まで、議案第十二号、議案第十四号から議案第十七号まで、議案第十九号及び議案第二十三号から議案第二十五号まで、以上十八件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三橋一三） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

議案第二十七号、本件の原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三橋一三） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

◎ 請 願 採 決

○議長（三橋一三） 次に、請願の採決をいたします。

お諮りいたします。請願受理番号第五号、本件は所管委員長報告どおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三橋一三） 御異議なしと認めます。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

◎ 特定付託案件閉会中の継続審査採決

○議長（三橋一三） 次に、お諮りいたします。委員会審査報告書中、

特定付託案件について閉会中の継続審査の申出があります。これを継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三橋一三） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 発 議 案 上 程

○議長（三橋一三） 発議案が提出されましたので、お手元に配付てあります。

発議第一号及び発議第二号を一括議題といたします。

発 議 第 1 号

青森県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

地方自治法第112条及び青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和4年12月9日

青森県議会議長 三 橋 一 三 殿

提 出 者（別 紙）

青森県議会議員

田中順造	阿部広悦	越前陽悦	清水悦郎
森内之保留	工藤兼光	岡元行人	三橋一三
山田知丸	井裕裕	山谷清文	楡引ユキ子
夏堀浩一	工藤慎康	高橋修一	蛭沢正勝
工藤義春	寺田達也	菊池憲太郎	齊藤 爾
花田栄介	嶋海恵一郎	山口多喜二	谷川政人
小比類巻正規	和田寛司	木明和人	大崎光明
福士直治	山本知也	成田陽光	田名部定男
今 博	田中満	鶴賀谷 貴	伊吹信一
畠山敬一	吉田絹恵	安藤晴美	松田 勝
吉俣洋	川村悟	一戸富美雄	関 良
鹿内博	渋谷哲一		

提案理由

収支報告書の閲覧開始前に開示請求がなされた場合の不開示の取扱いについて明確にし、及び議員が収支報告書を訂正しようとするときの手続を定めるため提案するものである。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県政務活動費の交付に関する条例第八条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に訂正される政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに領収書の写し等について適用する。



- 3 前項の収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日からすることができる。
- 第九條中「収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を「収支報告書等」に改める。
- 第十一條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。
- 第九條中「収支報告書等訂正届を議長に提出しなければならない。」
- 第十條は、前二項の規定により提出した収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を訂正しようとするときは、
- 第八條第一項中「三十日」を「三月」に改め、同條に次の一項を加える。
- 青森県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
- 青森県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）による高額献金要求等の被害防止
及び被害者救済措置の迅速な実施を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和4年12月9日

青森県議会議長 三橋 一三 殿

提出者（別紙）

田中 順造 阿部 広悦 越前 陽悦 清水 悦郎
森内 之保留 工藤 兼光 岡元 行人 三橋 一三
山田 知丸 井裕 山谷 清文 榎引 ユキ子
夏堀 浩一 工藤 慎康 高橋 修一 蛭沢 正勝
工藤 義春 寺田 達也 菊池 憲太郎 齊藤 爾
花田 栄介 鳴海 憲一郎 山口 多喜二 谷川 政人
小比類巻 正規 和田 寛司 木明 和人 大崎 光明
福土 直治 山本 知也 成田 陽光 田名部 定男
今 博 田中 満 鶴賀谷 貴 伊吹 信一
島山 敬一 吉田 絹恵 安藤 晴美 松田 勝
吉俣 洋 川村 悟 一戸 富美雄 関 良
鹿内 博 渡谷 哲一

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）による高額献金要求等の被害防止及び被害者救済措置の迅速な実施を求める意見書

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）をめぐっては、これまで深刻な被害を発生させてきた活動が明るみになってきており、社会問題となっている。

宗教法人がその信者に対し、靈感を持ち出して不安をおおったり、合理的な判断ができないような状態を利用したりして、高額の献金を要求することは、信者自身の経済的な困窮や社会的な孤立を招くばかりではなく、家族の生活が破壊されるなど、深刻な事態に陥らせるものであり、到底許すことはできない。

国においては、悪質商法などの不法行為等の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、フリーダイヤルによる「合同電話相談窓口」の設置を行い、「旧統一教会」問題について悩みを抱えている全国各地から幅広く相談を受け付け、即時連携できる態勢を取っているところである。

また、岸田総理は今国会中に「新法案」の提出並びに、「消費者契約法」、「国民生活センター法」の改正を行う方針であることを表明している。

しかしながら、違法行為を重ねてきた反社会的団体と政治との密接な関係性について、各々が説明責任を果たしていくことはもちろんであるが、何より喫緊の課題として、被害の重要性を踏まえ、その被害を防ぎ、被害者を迅速に救済することが強く求められている。

よって、国会及び政府におかれては、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）の宗教法人が行う高額献金要求等による被害を防止し、その被害者を救済するため、実態把握を進めるとともに、法整備等を含む必要な措置について検討し、迅速に実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月9日

青森県議会

◎ 発議案採決

○議長（三橋一三） お諮りいたします。発議第一号及び発議第二号は、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三橋一三） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより発議案の採決をいたします。

発議第一号及び発議第二号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三橋一三） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

なお、意見書の取扱いについては、本職に御一任願います。

以上をもって議事は全部終了いたしました。

◎ 閉会挨拶

○議長（三橋一三） 知事の御挨拶があります。——三村知事。

○知事（三村申吾） 県議会第三百十二回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の議会におきましては、去る十一月二十四日開会以来、本日まで十六日間にわたり、本議会に提案いたしました令和四年度青森県一般会計補正予算案など、三十三件につきまして慎重な御審議をいただき、それぞれ原案どおり御議決、御同意並びに御認定をいただき、誠にありがとうございました。

その執行に当たりましては、審議の過程において、議員各位からいただきました御意見を十分尊重し、最善の効果を収めるよう、誠意を持って努力していききたいと思えます。

さて、本年も余すところ僅かとなりました。今年は新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応に加え、高病原性鳥インフルエンザや八月の大雨災害など、突発的な事態にも直面いたしました。こうした状況にありましても、議員各位の御理解、御協力によりまして、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めることができたものと考えております。

今後とも、感染症への対応はもとより、緊迫化する国際情勢を背景とした物価高騰の影響など、本県を取り巻く環境は予断を許さない状況が続くものと見込まれます。引き続き、県民の命と暮らし、そして地域経済を守るために、全庁一丸となつて全力を挙げて取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、引き続きの御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、歳末を迎えるに当たり、一層御自愛の上、よい年を迎えられますよう心からお祈り申し上げ、閉会の御挨拶いたします。ありがとうございました。

◎ 閉 会 宣 告

○議長（三橋一三） これをもって第三百十二回定例会を閉会いたします。

午後一時五十三分開会